二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市御所貝津町松渕一の一、一の二、二、二の一、三の二から三の五まで、後山二、古ゾウザ二〇の一から二〇の五まで、月ガクゴ一の一、三、四、トフ子ゾレ一の二、マセ口六、八、一〇、一一、一三の一、一三の二、一四から一六まで、一七の一、曲リクゴ一〇の一、一〇の三から一〇の五まで、一〇の七、井戸入一の一から一の三まで、一の六、一の七、二、三の二、三の三、矢竹二二、二二の一、二二の二、二三、二五、二七の一、二八、ヨコドヤ一、二、竹ノ腰一七の二、妻ノ神一三の一、二〇の二、松ガソラ六、八、富永町馬屋ノ尻一の三、一の一〇、柿田洞五の二、五の七、一三の一、一三の二、一六の一、一六の三、一七、一八の二、二〇、石神一〇の一、一四の一、桑原町黒渕五二一の一、山形五〇五、恵下五八八、中須形五八二の一、桑原一二三、一二四、梶畑八二の一、九三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市川手町イロ山一の一〇、一の一一、シバクコ七の七、七の四八から七の五〇まで、シロノ上四の一、八、八の一、九、一〇の二（次の図に示す部分に限る。）、二九の三、ノマキ九の一、九の二、一一の三〇、一一の一一九、一一の一二一、ヤタイラ二、四、四の一、五の一、五の二、六、七の一、一〇の一、ツキノキ三の一、三の四、三の五、ヒカシ二、六、七の四、七の五、一三、マンジサワ七の二から七の四まで、一一の一、一一の三、一一の四、一一の一九、一三、一八の二一、井ノ洞二、三、一〇の三〇、一〇の四八、一〇の五〇、一〇の五一、一一の二、ウルシゼ三〇の二、三〇の三、三一、四五の一、四六、シロ山二の三、一三の四、一四の一、二〇の四（次の図に示す部分に限る。）、二一、ミゾフ一六、オオハタ三の一、三の五、五の三、五の一〇、五の二〇、一四、一三・一九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、オオホラ三・四・九の五・九の二〇・九の二二から九の二五まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、九の二、九の三、九の六、九の九、九の一八、九の一九、九の二六、ハネ二二、二三、ウトウ一、二の一、二の二、谷平九、シシナド三の一、五の二、七、八の五、黒田町井戸入五五六、一〇二〇、一〇三八から一〇四四まで、一〇四七の一、一〇四五・一〇四六・一〇四七の二・一〇四八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、折坂三九五の一、三九五の二、三九八、三九九、九四五から九四七まで、九四八の一、九四八の二、九四九、九五〇の一、九五六の一（次の図に示す部分に限る。）、九五六の二、九五六の三、九五七、九五八、上ケ平六五三の三、六五四、一〇六四の三、一〇六四の六、一〇六五の二から一〇六五の四まで、一〇六六の一から一〇六六の三まで、北水別一一〇〇の一、一一〇一の一、一一〇二の八、一ノ渡瀬一〇七三
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市川手町スナバ七の二、一〇の一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市黒田町向イ七七二、七八三、七八五、曽根五二〇、五二七、五三七の一、五三七の二、一〇一四から一〇一八まで、一〇一九の一、一〇一九の二、仲田九六一、九六二、九六四の三、九六六、九六八から九七一まで、道上四二〇の二、四二二の三、四二四の一、九七二の三（次の図に示す部分に限る。）、九七四、九七五の一、九七八から九八四まで、西小川九三〇の一、九三〇の二、東小川八八八、八九〇・八九二の一・八九三の一・八九四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、古屋貝戸八四二、八四四から八五二まで、八五四、八五六から八六〇まで、寺洞山八三一（次の図に示す部分に限る。）、仲根八〇二の二・八〇四から八〇六まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八〇二の三、八〇三、笹形一一三四、上手一〇五三、小山津波洞六三九の一・六四二の一・一〇六一の一・一〇六三の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇五七の一、一〇六一の二、南水別一〇七八の一、一〇八三の二、一〇八三の三、一〇八三の六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町虫生字奥山三四の一・三四の四・三四の五・三四の七・三四の一一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、出石町細見字橋方三三の一・五一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九から三二まで、三四の一から三四の三まで、五一六、五一六の一